

建設管理課における狭あい道路の寄附要領

(令和7年8月1日決裁)

(目的)

第1条 この要領は、地域の生活環境の改善を図り、安全で快適な住みよい街づくりを促進するため、市道の利便性向上に必要な狭あい道路周辺の土地を寄附行為により市が取得する場合に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 民地内道路 市道の道路区域内にある、国又は地方公共団体以外の名義となっている土地をいう。
- (2) 狭あい道路 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第2項の規定により同条第1項の道路とみなされる幅員4メートル未満の道をいう。
- (3) 後退線 法第42条第2項の規定により道路の境界線とみなされる線をいう。
- (4) 後退用地 狭あい道路とこれに接する土地との境界線と後退線との間にある土地をいう。

(取得用地の基準)

第3条 市が狭あい道路解消のため寄附を受ける土地（以下「対象土地」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 次の各号のいずれかに該当する土地であること。
 - ア 確定測量により土地の境界が確定している民地内道路
 - イ 後退用地であって、当該後退用地内に塀、擁壁その他これらに類するもの、樹木及び生垣等の支障物が無いもの
 - ウ 後退用地であって、狭あい道路の拡幅等の整備を行うため必要とする土地
 - エ その他市長が狭あい道路解消のため必要と認める土地
- (2) 営利を目的とした住宅分譲等に伴う寄附である場合にあっては、各務原市占用工事等道路復旧基準（平成30年7月1日決裁）に適合した舗装がなされていること。
- (3) その他市長が必要と認める基準を満たしていること。

(申請等)

第4条 対象土地の寄附の申請（以下「寄附申請」という。）をし

ようとする者（以下「申請者」という。）は、寄附申請書に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 位置図
 - (2) 実測求積図（縮尺250分の1）
 - (3) 公図
 - (4) 寄附部分を朱記した現況写真
 - (5) 登記事項証明書
 - (6) 登記承諾書兼登記原因証明情報
 - (7) 印鑑証明書
 - (8) 法人全部事項証明書（法人の場合に限る。）
 - (9) その他市長が必要と認める書類
- 2 申請者は、土地の所有者でなければならない。この場合において、申請者以外の所有者がいるときは、その者全員の同意書を添付して、申請するものとする。

（権利関係の整理）

第5条 申請者は、対象土地に抵当権その他の所有権以外の権利が設定されている場合には、寄附申請以前にこれを解除するものとする。

- 2 申請者は、対象土地について相続が発生している場合には、寄附申請以前に相続登記を完了するものとする。

（分筆登記）

第6条 市長は、寄附申請があったときは、対象土地の分筆登記を行うものとする。ただし、営利を目的とした住宅分譲等に伴う寄附申請の場合にあっては、申請者が行うものとする。

（所有権移転登記）

第7条 市長は、前条の規定による手続完了後に、対象土地の所有権移転登記手続をするものとする。

（後退用地の整備）

第8条 市長は、前条の規定により所有権を取得した土地について、整備及び維持管理を行うものとする。

（費用負担）

第9条 市長は、第6条本文、第7条及び前条の手続に係る費用を負担するものとする。

- 2 申請者は、第3条第1項(1)アの確定測量に要する費用、第3条第1項(2)及び第6条ただし書の手続に係る費用を負担するものとする。

(適用除外)

第10条 この要領の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しない。

- (1) 後退用地が土地区画整理法（昭和29年法律第119号）の規定による土地区画整理事業の施行区域内の土地である場合
- (2) 後退用地が土地改良法（昭和24年法律第195号）の規定による土地改良事業の施行に係る地域内の土地である場合
- (3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定による許可を受けて行われる開発行為である場合
- (4) 法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を伴うものである場合
- (5) 国、地方公共団体、公社、公団等の公的団体又は法人が事業を行う場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長がこの要領の規定を適用することが適当でないと認めた場合

2 対象土地が次に掲げる要綱又は要領（以下この項において「要綱等」という。）の規定により、寄附を受けることができる場合には、当該要綱等を優先して適用し、この要領の規定は、適用しない。

- (1) 各務原市狭あい道路整備要綱（平成22年11月4日決裁）
- (2) 各務原市寄附による道路整備要領（平成22年11月4日決裁）
- (3) 各務原都市計画地区計画運用要綱（令和2年3月9日決裁）
（その他）

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、令和7年8月1日から施行する。